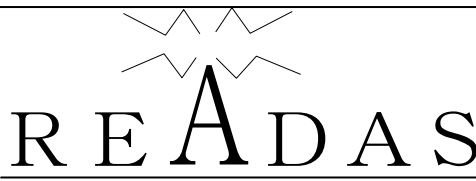


第 4834 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 10月 16日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 従業員社宅の貸付けと源泉徴収

Q：従業員に対して社宅を貸与した場合、所得税の源泉徴収をしなければならない場合があるそうですか、どのような場合ですか？

A：一定の算式で求めた賃貸料相当額の50%以上を徴収していない場合には、源泉徴収が必要になります。

【解説】

会社が、従業員に対して無償又は低額の賃貸料で社宅等を貸与した場合には、次の算式により計算した賃貸料相当額とその従業員から実際に徴収している家賃等との差額に相当する金額の現物給与の支給があったものとして、課税がなされます。

賃貸料相当額(月額)＝その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%＋12円×その家屋の総床面積(㎡)÷3.3㎡＋その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

注1：自己所有の住宅等だけでなく、他から借り受けた住宅等を社宅等として使用人に貸与する場合にも、この算式を用います。

注2：上記算式は、敷地だけを貸与している場合には、適用されません。

注3：固定資産税の課税標準額が改訂された場合であっても、その改訂後の課税標準額が現に賃貸料相当額の計算の基礎になっている課税標準額に比して20%以内の増減にとどまるときは、賃貸料相当額を改訂する必要はありません。

ただし、従業員から徴収している賃貸料が、上記算式の賃貸料相当額の50%以上である場合は、その差額については課税されません。

